

## 掲示事項 通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

### 運営規程の概要

フリガナ	トウマハクヨウエンダイ1デイサービスセンター		事業所番号	0173100108
施設名	当麻柏陽園第1デイサービスセンター		サービスの種類	通所介護 第1号通所事業
所在地	〒078-1316 上川郡当麻町6条東4丁目6番1号		フリガナ	タジマ ミツヨシ
			管理者	田島 光芳
連絡先	電話番号	0166-84-3013	FAX番号	0166-84-5051
営業日	月曜日～土曜日		休日	日曜日 年末年始（12月30日～1月3日）
営業時間	8：30～17：30		サービス提供時間	9：20～16：30
入所定員	通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）：35名 第1号通所事業（通所型サービスA）：5名			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分（別掲）		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）		
通常の送迎 実施地域	当麻町			

### 従事者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1名	
生活相談員	2名以上	
介護職員	5名以上	
看護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
管理栄養士	1名	

### 秘密の保持

- 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 施設の職員であった者が、その職を退いた後に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時に取り決める等必要な措置を講じます。

- 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得るものとします。

利用料その他の費用の額	地域区分	その他	単価	10円
-------------	------	-----	----	-----

※利用者負担金（法定代理受領分）は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある方は2割または3割となります。

『通所介護』・・・通常規模（所要時間7時間以上8時間未満の場合）の場合

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1 (658)		6,580 円	658 円	6,580 円
要介護2 (777)		7,770 円	777 円	7,770 円
要介護3 (900)		9,000 円	900 円	9,000 円
要介護4 (1,023)		10,230 円	1,023 円	10,230 円
要介護5 (1,148)		11,480 円	1,148 円	11,480 円

・加算及び減算

内容	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
入浴介助加算Ⅰ (40)		400 円	40 円	400 円
入浴介助加算Ⅱ (55)		550 円	55 円	550 円
個別機能訓練加算Ⅰイ (56)		560 円	56 円	560 円
個別機能訓練加算Ⅰロ (76)		760 円	76 円	760 円
個別機能訓練加算Ⅱ (20)		200 円	20 円	200 円
科学的介護推進体制加算 (40)		400 円	40 円	400 円
栄養アセスメント加算 (50)		500 円	50 円	500 円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ (5)		50 円	5 円	50 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ※ (22)		220 円	22 円	220 円
送迎を行わない場合の減算(片道につき) (-47)		-470 円	47 円	470 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※		1月の利用料金の9.2% (基本利用料+各種加算減算)		

(注) 定員超過や職員の員数が基準に満たないなどの場合は基本料金が所定の割合で減算されます。

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

## 《第1号通所事業》

### ・基本部分（介護予防通所介護相当サービス）

要介護度	単位	基本利用料 (1月につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	(1,798)	17,980 円	1,798 円	17,980 円
要支援2	(3,621)	36,210 円	3,621 円	36,210 円

### ・基本部分（通所型サービスA）

内容	単位	基本利用料 (1月につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
通所型サービスA	(1,798)	17,980 円	1,798 円	17,980 円

### ・加算及び減算

内容	単位	利用料 (1月につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
栄養アセスメント加算	(50)	500 円	50 円	500 円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(5)	50 円	5 円	50 円
科学的推進体制加算	(40)	400 円	40 円	400 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ1※	(72)	720 円	72 円	720 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ2※	(144)	1,440 円	144 円	1,440 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※		1月の利用料金の9.2%（基本利用料+各種加算減算）		

（注）定員超過や職員の員数が基準に満たないなどの場合は基本料金が所定の割合で減算されます。

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

### ・その他の費用

- ① 食事の提供に要する費用：400円
- ② おむつ代（実費）
- ③ 日常生活上必要となる諸費用：実費

### 緊急時等の対応

○ 職員は、指定通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

### 苦情処理の体制

・別紙のとおり

### **福祉サービス第三者評価について**

福祉サービス第三者評価の実施の有無・・・無

### **事故発生時の対応**

- 事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 前項の事故については、その状況及び事故に対して採った処置を記録します。
- 事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### **非常災害時の対応について**

- 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

### **虐待防止のための措置について**

- 事業所は、利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待等の発生の防止・早期発見のために、虐待防止のための指針の整備等必要な措置を講じます。
- 事業所は、虐待が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族及び市町村に連絡を行います。